

新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応方針 [6]

2020年4月10日 新型コロナウイルス感染症対策会議

標記の対応について、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態宣言が東京など7都府県を対象に発令され、愛知県においても4月10日に県独自の判断で緊急事態宣言が発令されました。また、今後、愛知県においても、同特別措置法に基づく、対象地域に指定される見込みとなっております。これを受け、本学においても、さらなる対策を講じる必要性が高まり、以下のとおり対応方針 [6] をまとめました。(主な変更点は、以下の通り。)

この機会に改めて教職員各位に対して、感染予防・健康管理等に係る注意喚起をはかるとともに、引き続き、最新の情報に注意を払い、慎重な判断・行動をお願いいたします。

■対応方針 [6] における変更点

(1) 【期間延長】『7. 課外活動について』

学内外での活動を問わず、課外活動（クラブ・サークル）は当面の間、中止する。（現時点で5月6日まで）

(2) 【対応強化】『8. 学内への立ち入り制限について』

感染拡大防止の観点等から、役員・教職員以外の者の名古屋キャンパス、瀬戸キャンパス、大学院丸の内サテライトへの立ち入りを禁止する。緊急の相談・連絡がある学生等については、当該部署へ連絡の上、指示を仰ぐこととする。

(3) 【追加】『11. 出勤について』

事務局組織において、業務継続性の確保等の観点から2交替（職場勤務と自宅待機）による勤務体制をとる（4月13日から5月8日まで）。自宅待機の位置付けをしっかりと認識の上、待機すること。

(4) 【追加】『15. 懇親会等について』

歓迎会やゼミコンパ等の飲食を含む懇親会の開催は当面の間、禁止する。併せて、学生に対して適切な指導をすること。

(5) 【追加】『16. 外出等について』

不要不急の外出等はひかえること。また、緊急事態宣言が発令された地域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）への外出等は原則禁止とする。

1. 新型コロナウイルスに関する問い合わせ・連絡窓口

No.	対象者	担当窓口
1	学部生（入学予定者含む）	学生サポートセンター
2	大学院生（入学予定者含む）	大学院事務室
3	留学生別科生	国際センター
4	教職員	総務課

※最終的には総務課に集約

2. 本人が新型コロナウイルスに感染した場合について

(1) 出校・出勤の停止及び学位記授与式、入学式等式典、各種行事への出席停止

「学校保健安全法第19条第1項」の規定を学部生、大学院生、教職員に適用し、出校・出勤、及び出席を停止する。

(2) 感染した場合の連絡・報告

- ① 感染が判明した場合、感染拡大防止の観点から速やかに、学部生は学生サポートセンター、大学院生は大学院事務室、教職員は総務課に報告（※別記様式）する。
- ② 報告は CCS、電話または電子メール等、出校・出勤しない方法で行う。
- ③ 報告する事項は以下のとおりとする。
 - ・診断日
 - ・受診した医療機関
 - ・現在の状況
 - ・発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
 - ・診断日 1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無（渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名）
 - ・症状が現れた日以降における本学関係者との接触の状況（授業等への出席を含む）
 - ・今後の見通し等に係る医師等の所見

(3) 停止の期間

- ① 「学校保健安全法第19条第1項」の規定により、出校・出勤の停止は「治癒するまで」とする。
- ② 出校・出勤停止の終了にあたっては、治癒し、出校・出勤に支障がないことを証明する医療機関の証明書を（2）①の各部署へ提出する。

3. 同居する家族・親しい知人等が新型コロナウイルスに感染した場合について

2. (2) ①～②に準拠し、速やかに一報の上、指示を仰ぎ、当面、出校・出勤を見合わせ、経過観察とする。自宅経過観察期間は14日間とし、大学敷地内への立ち入りは禁止とする。

4. 本人に新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合について

(1) 公的機関（保健所等）からの指示等がある場合

公的機関の指示に従うとともに、2. (2) ①～②に準拠し、速やかに当該課へ一報すること。

(2) 発熱、咳等の症状が顕著な場合

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続き、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、2. (2) ①～②に準拠し、速やかに当該課へ一報の上、帰国者・接触者相談センターへ連絡すること。また、連絡結果を当該課へ報告し、当面、出校・出勤を見合わせる。

(3) 家族、親しい知人等に疑い（濃厚接触者）がある場合

2. (2) ①～②に準拠し、速やかに一報の上、指示を仰ぎ、当面、出校・出勤を見合わせ、経過観察とする。自宅経過観察期間は最大14日間とし、大学敷地内への立ち入りは禁止とする。

5. 海外渡航について

(1) 教職員の渡航について

- ① 渡航先を問わず、私事旅行や研究調査等を含む、海外渡航を原則禁止とする（学務による出張は除く）。
- ② 既に海外渡航にある者が帰国する場合、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後14日間、自宅で経過観察を行い、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。

(2) 学生の渡航について

- ① 渡航先を問わず、海外渡航を原則禁止とする。
- ② 既に海外渡航にある者が帰国する場合、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後14日間、自宅で経過観察を行い、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。

(3) 留学生の一時帰省等について

- ① 現在の状況を鑑み、海外渡航は延期する等の措置をとることが望ましい。
- ② 学部留学生は学生サポートセンター、大学院留学生は大学院事務室、留学生別科生は国際センターに連絡を入れ、日本への再入国の日程、帰省地の情報等を当該課へ必ず連絡すること。
- ③ 再入国する場合、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後14日間、自宅で経過観察を行い、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。

6. 授業について

(1) 発熱等がある場合の授業への出席の判断について

① 発熱がある場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理せず休養をとり授業の出席を見合わせ、大学への立ち入りを控える。また、初期段階で医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高める恐れもあるため、受診前に医療機関へ相談することが望ましい。

② 37.5度以上の発熱が4日以上続く場合

4. (2) に照らし、授業に出席しない。また、大学への立ち入りを控える。併せて、学部生は学生サポートセンター、大学院生は大学院事務室へ直ちに一報の上、指示を仰ぎ、帰国者・接触者相談センターへ連絡すること。また、連絡結果を当該課へ報告し、当面、授業への出席を見合わせる。

7. 課外活動について

学内外での活動を問わず、課外活動（クラブ・サークル）は当面の間、中止する。（現時点で5月6日まで）

8. 学内への立ち入り制限について

感染拡大防止の観点等から、役員・教職員以外の者の名古屋キャンパス、瀬戸キャンパス、

大学院丸の内サテライトへの立ち入りを禁止する。緊急の相談・連絡がある学生等については、当該部署へ連絡の上、指示を仰ぐこととする。

9. 学内行事について

(1) 開催の判断について

地域の感染状況、他大学の動向等も踏まえ、開催の必要性等を十分に考慮し、開催の中止・延期も視野に入れて判断する。ただし、下記については、原則として開催を中止する。

- 1) 多数の参加者が予定される行事
- 2) 懇親会の要素がある行事

(2) 発熱等がある場合の指導について

① 発熱がある場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理せず休養をとり参加を見合わせ、大学への立ち入りを控える。また、初期段階で医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高める恐れもあるため、受診前に医療機関へ相談することが望ましい。

② 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合

4. (2) に照らし、参加させない。学部生は学生サポートセンター、大学院生は大学院事務室、教職員は総務課へ直ちに一報の上、帰国者・接触者相談センターへ連絡すること。また、連絡結果を当該課へ報告し、当面、参加を見合わせる。

(3) 行事実施に関する感染症予防対策について

教職員・学生等に対して、手洗いや咳エチケット、マスクの励行等の基本的な感染症対策を徹底指導するとともに、適切な環境保持のため、居室等のこまめな換気、空調や衣服による温度調節や湿度の維持管理に努めること。また、アルコール消毒液の設置を行うこと。(アルコール消毒液は、行事ごとに学生サポートセンター・健康センターで借受けること。)

10. 入学試験について（終了）

(1) 受験の可否について

感染症に罹患又は罹患の疑いがある場合は受験させない。なお、罹患又は罹患の疑いがある者が試験の振替を希望した場合、診断書を添付のうえ、センター試験利用入試（後期）に振り替えて合否判定を行うこととする（2020 年度大学入試センター試験を受験の場合）。それ以外の場合は入学検定料の返金で対応する。

(2) 感染症予防対策について

受験生には試験時間中のマスクの着用を励行し、試験監督者等の本学スタッフもマスクを着用する。また、適切な環境保持のため、試験室のこまめな換気、アルコール消毒液の利用を促す。

11. 出勤について

(1) 発熱等がある場合の出勤の判断について

① 発熱がある場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理せず休養をとり、出勤を見合わせる。また、初期段階で医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高める恐れもあるため、受診前に医療機関へ相談することが望ましい。

② 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合

4. (2) に照らし、出勤しない。また、大学への立ち入りを控える。併せて、総務課へ直ちに一報の上、帰国者・接触者相談センターへ連絡すること。また、連絡結果を総務課へ報告し、当面、出勤を見合わせる。

(2) 職員の交替勤務体制の編成について

業務継続性の確保等の観点から 2 交替（職場勤務と自宅待機）による勤務体制をとる（4月 13 日から 5 月 8 日まで）。なお、自宅待機日は外出を控え、サイボウズ等の連絡事項を適宜確認するとともに、出勤命令等の指示があった場合は迅速に対応すること。

12. 会議について

会議時間の短縮に努め、1 会議あたり 30 分を目安とする。万が一、30 分を超える場合は、開始 40 分を目途に 10 分の換気（休憩）時間をとる。また、急ぎの決定を要しない会議は延期等の措置を取ることとする。なお、実施形態は書面による持ち回り開催、サイボウズ上の開催等も含め、適宜柔軟に対応すること。

13. 学生、教職員等への通知等の発信について

学生及び教職員への通知、学内行事の案内等の発信にあたっては、本指針に基づき判断し、事務局長等と事前に内容を協議・確認（決裁）の上、適切に対応すること。

14. 業務出張について

不要不急の出張は避ける。

15. 懇親会等について

歓迎会やゼミコンパ等の飲食を含む懇親会の開催は当面の間は禁止とし、いわゆる「換気の悪い密閉空間」「多くの人が密集」「近距離での密接した会話」の三つの密が重なる場所への出入り等はひかえること。併せて、学生に対して適切な指導をすること。

16. 外出等について

不要不急の外出等はひかえること。また、緊急事態宣言が発令された地域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）への外出等は原則禁止とする。

17. その他

教職員に対して出勤前の自宅での体温測定の励行、職員には時差出勤の積極的な活用を促す。居

室のこまめな換気に努める。各事務室においては、12時00分に一斉換気を行う。

18. 情報提供について

感染者が発生した場合は、県や市、保健所等に協力すると共に、必要に応じて、地域住民・関係団体に対してホームページ等をとおして情報提供を行う。

19. 関連記事

愛知県ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/novel-coronavirus.html>

名古屋市ホームページ

<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000124556.html>

厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルスに関するQ&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

文部科学省ホームページ（新型コロナウイルス対策特設ページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

法務省外国人生活支援ポータルサイト

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_009.html#ad-image-0

外務省海外安全情報配信サービス（たびレジ）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

以上